

令和7年度

交通安全母の会

野木沢地区総会

総 会 次 第

~~1.開 会 の 言 葉~~

~~2.会 長 挨 拶~~

~~3.来 賓 挨 拶~~

~~4.来 賓 紹 介~~

~~5.議 長 選 出~~

~~6.議 事~~

~~書 記 1 名~~

~~議事録著名人 2 名~~

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告

第 2 号議案 令和 7 年度収支決算及び監査報告

第 3 号議案 交通安全母の会財産及び残金(繰越金)の帰属先(案)

~~そ の 他~~

~~7.閉 会 の 言 葉~~

【議案第 1 号】

令和 7 年度事業報告書

月日	曜日	活動内容	出席者	場所
4月24日	木	野木沢地区自治協議会総会	矢吹	野木沢自治センター
5月19日	月	石川地区交通安全協会	矢吹	石川町共同福祉施設
5月26日	月	石川町交通安全母の会連絡協議会総会	矢吹	石川町役場
6月17日	火	安全安心部会委員	矢吹	野木沢自治センター
9月16日	火	石川町交通安全母の会連絡協議会地区会長会議	矢吹	石川町役場
9月22日	土	国道118号線観音様掃除	矢吹	国道118号線観音様
10月2日	木	交通安全 防犯・鼓笛隊パレード	矢吹、 吉田	学法石川高校駐車場
10月3日	金	防犯交通安全標語審査会について	矢吹	野木沢自治センター
11月6日	木	幼児交通安全教室	矢吹、 草野	石川文化幼稚園
3月23日	月	国道118号線観音様掃除	矢吹	国道118号線観音様

上記の通り報告いたします。

令和8年3月31日

野木沢地区交通安全母の会 会長 矢 吹 直 美

【議案第2号】

令和7年度 交通安全母の会事業収支決算書

【収入】

(単位 ; 円)

区分	予算額	本年度決算額	比較	内 訳
繰越金	40,075	40,075	0	前年度より
助成金	158,000	158,000	0	区助成金 分会より 助成金 交付金
その他	0	0	0	
合計	198,075	198,075	0	

【支出】

(単位 ; 円)

区分	予算額	本年度決算額	比較	内 訳
会議費	50,000	5,000	△ 45,000	役員会茶菓代
事業費	111,220	60,940	△ 50,280	自転車安全利用テッシュ ペーパー、標語コンクール 景品代 国道118号線仏像
事務費	20,000	13,722	△ 6,278	通知郵送代、母の会役員電 話利用代
交際費	0	0	0	
予備費	16,855	0	△ 16,855	
合計	198,075	79,662	△ 118,413	

収入金額 198,075円 - 支出金額 79,662円 = 差引残額118,413円
 差引残額 118,413円 は、次年度へ繰り越し致します。
 上記の通り報告いたします

令和8年3月31日

野木沢地区交通安全母の会
 会長 矢吹直美



監 査 報 告

令和8年3月19日、野木沢自治センターにおいて会計簿並びに領収書、現金を
 監査した結果、適正に処理されていることをみとめましたので報告致します。
 令和8年3月31日

監 事 円谷泰広

監 事 岩谷隆夫

監 事 中村一



【議案第3号】

交通安全母の会財産及び残余（繰越金）財産の帰属先（案）について

【財産】

1. 事務用パソコン
2. 事務用プリンター
3. ラベルプリンター

残余（繰越金）財産 118,413 円

帰属先：交通安全協会野木沢分会

上記の通り提案致します。

令和8年3月31日

野木沢地区交通安全母の会
会長 矢吹 直美

野木沢地区交通安全母の会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、野木沢地区交通安全母の会という。

(組織)

第2条 この会は、野木沢地区交通安全母の会（以下「母の会」という）をもってこれを組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、交通事故の無い明るい地域建設をするため、母親の立場で、交通事故防止運動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 各種交通安全への積極的参加、及びその推進についての協力。
2. 各種交通安全研修会への参加、及び研究会の開催。
3. 交通安全対策に関する調査研究。
4. その他、この会の目的の達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、第2章の目的を達成するため、野木沢地区内に在住する1戸1名（全戸加入）会員をもって組織する。

第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名（各地区1名）

理事 40名（各班選出役員）

(役員を選任)

第7条 会長、副会長は、総会に於いて選出する。理事は、各班1名選出した役員を理事とする。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。理事は、総会の決議に基づき常時会務を担当する。

(監事)

第10条 この会の監査は、野木沢地区自治協議会監事が監査を行う。

(事務局会計)

第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は、総会の承認を得て会長が委嘱し、会計は野木沢地区自治協議会が行う。

第5章 会 議

第12条 本会の会議は、総会・役員会とする。

1. 会議は会長が必要と認めるとき召集し、副会長が議長とする。

第13条 総会は、各班より選出された理事を以って行なう。

第14条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。但し、総会は、理事の2分の1以上の出席が無ければ、議事を開き議決することができない。

第15条 総会は、本会の決議機関とし、次の事項を承認する。

1. 年事業計画及び収支予算
2. 年度事業報告及び収支決算
3. 会則の改正
4. 役員を選出
5. その他、役員会において必要と認めた事項。

第16条 役員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の決議に基づく会務運営。
2. 緊急事項を審査・決定する。但しその場合は、次回の総会に報告しなければならない。

第6章 経 費

第17条 この会の経費は、町補助金・交通安全協会野木沢分会助成金・野木沢地区3行政区の助成金により賄うものとする。

第18条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第 1条 この会は、平成元年4月1日より施行する。

第 6条 平成18年4月1日より実施する。

第12条1 平成20年4月1日より実施する。

第 8条 平成28年4月1日より実施する。

第10条 平成28年4月1日より実施する。

第10条 令和3年4月20日より実施する。

第11条 令和3年4月20日より実施する。